

業務仕様書

1 業務名

金融系外国企業等誘致・プロモーション業務

2 業務目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の 21 機関で構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、昨年 6 月に北海道・札幌市が「GX 金融・資産運用特区」に指定された。今後、全道域の GX 産業の振興と、それらの産業を支えるため、国内のみならず海外の金融機関・資産運用会社及び Fintech 企業をはじめとする金融系企業（以下「金融系外国企業等」という。）の金融機能を札幌に集積させることで、両者の好循環を起こし、札幌の国際金融都市化の実現が期待されているところ。

そこで今後、金融系外国企業等の誘致を行っていくにあたって、国内外の自治体が同様の活動を進める中、厳しい都市間競争に打ち勝つためには、北海道の GX のポテンシャルや自然環境等を背景とした様々な札幌の強みを打ち出しながらビジネス拠点としての魅力を積極的に発信し、当該企業関係者の札幌への関心を高める必要がある。

本業務は、本市が国際金融都市となるために、その特色を生かしながら国際金融に関する専門的な知見やコネクション等を活用した効果的な誘致及びプロモーション等（以下「誘致活動」という。）を実施することで、金融系外国企業等を呼び込み、海外から集まる資金・人材・情報等により地域の経済活性化及び企業振興につなげていくことを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

4 業務内容

(1) 金融系外国企業等の誘致活動

受託者の持つ専門的な知見やスキル、コネクション等を活用し、次のアからエに掲げる各業務を取り入れながら、上記 2 の目的達成につながるよう委託者と協議のうえ取り組むこと。

誘致活動にあたっての有力なターゲット地域は、委託者が昨年度実施した「札幌の特色を活かした国際金融都市の実現に向けた基礎調査業務」の結果（別紙参照）から、北海道の持つ GX ポテンシャルを生かしながら様々な金融事業の集積に向けた誘致活動を行うことを踏まえ、GX やフィンテック・エコシステムを活用し国際金融機能を形成してきたコペンハーゲン（デンマーク）及びメルボルン（オーストラリア）とするが、その他受託者の持つコネクション等を活用して、札幌の国際金融都市化の実現に向け高い効果が見込まれる誘致活動が実施可能な地域も対象とする。

業務の進捗、達成度及び成果等を評価するため、独自の KPI を設定すること。KPI は定量指標に限らず、客観的に判断可能な定性指標（具体的な活動目標や評価等）とす

ることもできるが、受託者の提案に基づき委託者と協議のうえ決定する。

業務の実施にあたっては、定量的な実績の確保のみならず、本業務による取組が札幌にもたらす効果等を重視し、他都市の取組の焼き増しでない札幌の優位性等を生かすことができる独自の内容とするとともに、各業務の機会を有効に活用するなど効率的な業務の実施に取り組むこと。また、次年度以降も国内外のネットワークや誘致活動が持続的なものとなるよう、関係機関等との連携体制の形成等を行うこと。

なお、本業務に取り組むにあたって、札幌海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）との連携を積極的に行うこと。

また、誘致活動への委託者の同行等については、スケジュール等を勘案のうえ、委託者との協議により決定するものとする。同行等を行う場合は、受託者は通訳等現地対応の支援を行い、本業務に係る費用には委託者のイベント参加等に係る費用を含めること（委託者の旅費（交通費、宿泊費等）は含まない。）。

ア 金融・GX関連イベント等の発掘及び参加等による誘致活動

本業務において効果的な地域及びテーマのイベント等を発掘し、参加等をするとともに札幌市のPR活動を主体的に行うこと。

なお、イベント等には必ずしも出展を要せず、イベント等の場で効果的な誘致活動を実施することを目的とする。

イ 海外企業等とのネットワーキング等による関係構築

将来的に札幌市との連携等の可能性を視野に入れるなど、札幌に興味関心のある企業・団体等とのネットワーキングを行い、委託者へ紹介、また交流の場を設定するとともに、リスト化し提供すること。

実施にあたってはウェブ上での面談やウェビナー開催等も可とし、効率的で効果的な取組とすること。

また、札幌に興味関心のある海外の投資家・業界関係者・その他キーパーソンとの接点構築をすること。

なお、今後、札幌へ招聘することも考えられることから、招聘可能性のある者を招聘候補者としてリスト化すること。

各リストについては、以下の項目のほか、委託者との協議により作成することとし、委託者の求めに応じて適宜提出すること。

- ・企業名
- ・担当者名（所属部署及び肩書も含む）
- ・連絡先（Eメールアドレス）
- ・企業概要
- ・受託者との関係性及びコンタクト状況

ウ その他独自の誘致活動

ア及びイに掲げる業務とも連携しながら、その他札幌のPR活動を積極的に実施すること。

なお、単に実施件数にこだわるのではなく、札幌に興味関心を抱いている又は抱く可能性のある企業等を選定するなど、効果的なPRを実施すること。

エ 委託者への助言・サポート

委託者から国際金融都市実現に向けた取組に係る意見交換や相談等がある場合には、随時これらに対応できる体制を整え、応じること。

(2) プロモーションツール制作

札幌におけるビジネス・生活環境や、北海道のGXポテンシャルを生かした国際金融都市化を目指していること等、金融系外国企業等を誘致するうえで着目されうる情報を掲載し、当該企業が札幌でのビジネス志向を高め、進出先として選択するよう、札幌の魅力が伝わるような内容のパンフレット等を以下のとおり制作すること。

また、当該パンフレット等は、上記(1)に掲げる業務をはじめ、今後委託者の取組において活用するものであるため、札幌でのビジネスの魅力をビジュアル的にわかりやすくまとめ、金融系外国企業等に訴求するデザインとすること。

なお、①及び②の納期は、10月末を目安とするが、本業務のスケジュール等を勘案し、委託者と協議のうえで決定するものとする。

① パンフレット及びプレゼンテーション資料

掲載内容等については以下を踏まえ委託者と協議のうえ決定すること。

ア 対応言語

英語

イ サイズ

パンフレット：A4（縦）

プレゼンテーション資料：PPTX形式で4：3とする。

ウ ページ数

パンフレット：12ページ程度を想定

プレゼンテーション資料：20ページ程度を想定

エ 色

カラー

オ 納品物

作成したデータ（使用した写真、イラスト（Windows版及びMac OS版Adobe「IllustratorCS5」で加工可能なもの）、画像、その他資料等の各データを含む。）が保存されたメディア（Type-C対応USB）を納品すること。

※納品物については、札幌の国際金融都市化に向けて委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次利用できるものとする。

※イラストデータは委託者が更新・編集することを念頭に作成すること。

② ロールアップバナー

委託者が所有するフレームに適合するサイズのもの（約縦2m×横1.3m）を、実物を確認したうえで、上記①のデザインを活用して制作すること。

③ その他有効なツール

打合せ、会議、プレゼンテーション（対面・オンラインを問わない）及び展示会等での投影並びにウェブサイトへの掲載等での利用を想定した、誘致活動等に効果的なツールを、受託者の持つ知見や経験から提案し制作すること。

5 業務の進め方

業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこととし（ウェブ会議の活用は可能）、当該業務を進めるにあたって適切なスケジュールを提示のうえ、委託者と密に調整したうえで事業を実施すること。

なお、業務成果の把握のため、適宜成果等を報告するとともに（様式は問わないが電子データで提出すること）、必要に応じて札幌市内部での成果等の報告資料の作成を指示する場合がある。

また、業務を進める際に企業や有識者などにヒアリングを行う場合には、委託者と事前協議し、必要な場合にはヒアリングの場に委託者を同席させるなど、今後のネットワーク構築に協力すること。

6 実施報告（成果物）の提出について

4に掲げた業務について、成果報告書は、紙媒体で2部及び電子データが保存されたメディア（Type-C 対応 USB）により提出すること。最終報告の期日は本業務期間内とする。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて

報告書を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 ばらと北 1 条ビル 8 階

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室

国際金融誘致・広報担当課 青山・大橋

電話：011-211-2423 E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp